

建設廃棄物処理委託契約約款

- (許可証の提出等)
第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
(情報の提供)
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、本契約に基づいて乙及び丙に委託する廃棄物(以下「委託廃棄物」という)についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
(再委託の禁止)
第3条 乙又は丙は、委託廃棄物の処理を他人に委託してはならない。
(委託業務の管理)
第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
(内容の変更)
第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
(業務の調査)
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
(権利義務の譲渡等)
第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
(損害の賠償)
第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。
(機密保持)
第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。
(契約の解除)
第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
(協議)
第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各事項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上 1 部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から 5 年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

Table with 4 columns: 会社名, 住所, 許可番号 (発生場所, 処分場所), 許可内容 (品目(種類), 車両台数)

協議事項
OAS* スト付着の塵材は、お受け出来ません。

Table with 4 columns: 1号文書(収集運搬用), 2号文書(処分用), 1,000万円以下, 10,000円

収入
印紙

令和 年 月 日

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分 (収集運搬用・処分用)・収集運搬及び処分用)

Form for contract details including: 事業者 (甲), 収集運搬会社 (乙), 処分会社 (丙), 住所, 名称, 代表者, 代表取締役, 許可番号, 許可品目, 許可区分, 許可車両.

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守するものとし、特に甲及び丙は、廃棄物の最終処分(再生含む)が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な処置を講じるものとする。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

